

# 日光市過疎地域福祉・医療施設人材育成修学資金貸付

## 利用希望者を募集しています

令和5年10月 日光市高齢福祉課・健康課

◎ 日光市にお住まいで、将来看護師、准看護師や社会福祉主事として日光市内の過疎地域の介護保険事業所や医療機関に勤務する意思をお持ちの方に、養成施設への修学資金を無利子で貸し付ける制度です。次のとおり、修学資金貸付制度の利用希望者を募集します。

### 募集期間

○随時

### 貸付対象者

○看護師等の養成施設に在学又は入学予定で、次のいずれの条件も備えた方とします。

- 1) 日光市に居住する方又は養成施設に在学する前に日光市に居住していた方
- 2) 将来、日光市内の過疎地域<sup>※1</sup>の介護保険事業所や医療機関において、看護師、准看護師又は社会福祉主事として勤務する意思を有する方<sup>※2</sup>

※1 過疎地域とは、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町及び旧栗山村の区域を指します。

※2 特定の事業所等への斡旋や就職を確約するものではありません。

### 貸付額と貸付期間

区分	貸付額 <sup>※3</sup>				貸付期間
	看護師養成施設 准看護師養成施設		社会福祉主事養成施設		
	私立の 養成施設	国公立の 養成施設	昼間・夜間課程	通信課程	
修学資金	授業料の総額 (月額に換算し100,000円を 限度)	授業料の総額 (月額に換算し80,000円を 限度)	授業料の総額 (月額に換算し50,000円を 限度)	授業料の総額 (月額に換算し15,000円を 限度)	養成施設 の正規の 修学期間

※3 在学中の方は、授業料の総額のうち、貸付の決定があった日の属する月から正規の修学期間が終了するまでの期間に対する授業料が対象です。

### 修学資金の償還

○養成施設を正規の修学期間で卒業した日から3年を経過した日の属する年度の翌年度の4月1日から、月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法によりご返済いただきます。償還の期間は、正規の修学期間の3倍に相当する期間です。

## 償還の猶予・免除

○借受者が、過疎地域の介護保険事業所や医療機関に下表の職業として就職したときは、申請により修学資金の償還を猶予又は免除することができます\*4。

資格 区分	看護師 准看護師	社会福祉主事	
		昼・夜間課程	通信課程
猶予	介護保険事業所又は医療機関に <u>看護職員又は准看護師として就職した日から5年以内</u>	介護保険事業所に <u>相談員として就職した日から5年以内</u>	
免除	介護保険事業所又は医療機関に <u>看護職員又は准看護師として就職してから5年勤務した時</u>	介護保険事業所に <u>相談員として就職してから3年勤務した時</u>	介護保険事業所に <u>相談員として就職してから1年勤務した時</u>

※4 日光市内の過疎地域以外に所在する事業所等へ就職した場合は、猶予又は免除の対象とはなりません。

## ◎お申し込みは

○下記の申請書に必要な事項を記入のうえ、誓約書、身上調書などの関係書類を添えて、高齢福祉課または健康課までご提出ください。

(申請書類)

- ・ 日光市過疎地域福祉・医療施設人材育成修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 身上調書（様式第3号）
- ・ 同一世帯の所得者全員の所得証明書
- ・ 在学証明書又は入学証明書
- ・ 養成施設の正規の修学期間を証明する書類（校則の写しなど）
- ・ 授業料を証明する書類
- ・ 住民票の写し（世帯全員のものに限る）
- ・ 成績証明書\*5

※5 直近のもの。ただし、現在所属する養成施設での発行が困難な場合、または養成施設に所属していない場合は、直近に卒業した機関により発行されたもの。

○申請書は高齢福祉課、健康課または各行政センター市民サービス係に備え付けのほか、日光市のホームページからもダウンロードできます。

【くわしくは】日光市健康福祉部高齢福祉課介護サービス係  
 TEL 21-5100 FAX 21-5105  
 日光市健康福祉部健康課健康推進係  
 TEL 21-2756 FAX 21-2968